

市民会議報告

2018年12月3日(月)

福島 正義 (52期)
●Masayoshi Fukushima
当会副会長

1 市民会議とは

当会では、会務運営に関して市民の皆様の理解を促進するとともに、広く意見を反映するために、平成16年から年3～4回程度で市民会議を開催しています。市民会議のメンバーは、報道機関（読売新聞、フジテレビ）、大学教授、税理士、社会保険労務士、NPO法人、都議会議員、会社役員など、各分野から参加していただいております。

平成30年度第2回目となる市民会議（平成30年12月3日開催）では、「弁護士の紹介料と弁護士報酬」、「成年後見制度の利用促進について」のテーマで意見交換を行い、活発に議論していただきました。

2 弁護士の紹介料と弁護士報酬

(1) 弁護士の紹介料について

設例を用いながらご意見を頂きました。

設例1 税理士Xが、Aから訴訟を提起されたとの相談を受けたので、知人の弁護士Yを紹介した。YはAに対して弁護士費用として50万円が適正な金額であるが、税理士Xに紹介料5万円は支払うのが礼儀と考え、紹介料を上乘せした55万円をAに対して請求し、紹介料5万円を支払った場合、又はAに対して50万円を請求し、その中から紹介料5万円を支払った場合

税理士や社会保険労務士が依頼者を紹介し

たとき、紹介料の授受に関して規制するものはなく、問題はありません。

これに対し、弁護士の紹介料の授受については弁護士職務基本規程により禁止されていますが、その趣旨は、事件屋などが介在して弁護士の独立を害すること、経済的な負担を依頼者に転嫁すること、品性が問われることなどとされています。市民の方からは、弁護士費用も不明確という印象がある上に、紹介料という不明瞭なものが入るのは抵抗があるとか、後段の事例であれば、依頼者に損害もないし、常識的な範囲であればよいのではないかなどのご意見も寄せられました。

設例2 知的財産を扱うXから相談を受けた弁護士Yは、自分には馴染みのない知的財産に関する事件であったので、知的財産を専門とする知人の弁護士AをXに紹介し、Xは素晴らしい弁護士を紹介してもらった謝礼としてYに謝礼金10万円を支払った場合

今般日弁連からの弁護士職務基本規程改正の意見照会（平成30年9月10日付）の中で、Xからの謝礼の授受については許容されるとの改正要綱案を準備していたが、意見照会の結果、この場合も禁止とするのが適当との考え方が呈示されたことを紹介しました。この場合は、Xが謝礼を渡したいのであれば、構わないのではないかと、弁護士会は規制を厳しくする方向で考えているのかというご質問もありました。

(2) 弁護士報酬について

次に、弁護士報酬についてご意見を頂きました。例えば、原告となって勝訴したにもかかわらず、代金を全く回収できない場合や、不当な訴訟の被告となって勝訴した場合など

でも弁護士報酬を支払うことについてのお考えを伺いました。多くの方が支払いたくないと述べ、敗訴者に負担してもらうべきではないかとのご意見がありました。受任段階で依頼者に十分な説明をする必要があると思われました。

また弁護士費用をクレジットカード決済にすることについてもご意見を伺いました。同決済方法は、カード会社に手数料を支払うので、弁護士職務基本規程の報酬分配規程に抵触するのではないか、多重債務者を生み出すことにならないか、との問題点があることを紹介しました。市民からは、手数料はそれほど高くないと聞いているし、クレジットカードなどは現在では古く、電子マネーの時代であり、仮想通貨で支払いたいと言われた場合にはどうするのかなどのご質問も寄せられました。また、インターネットでの法律相談を運営する場合にはクレジットカード決済は当たり前なのではないか、とのご意見も頂きました。

3 成年後見制度の利用促進について

最初に、成年後見制度には法定後見と任意後見があるとの概要を説明し、それぞれの場合の弁護士の関与について紹介し、また、弁護士会は、市区町村や社会福祉協議会からの後見人候補者の紹介依頼を受けたり、家庭裁判所からの後見人等・監督人の会員推薦を行っていることを紹介しました。

そして、現在の後見制度の利用は、十分な水準に達していないとされて、「成年後見制度利用促進基本計画」のもと、東京都では後見制度の推進を担っている各市区町村の社会福祉協議会等が中核機関となるべきとされている状況を説明しました。

同計画によって、中核機関が、本人・親族への申立等の支援を積極的に行っていくため、将来弁護士に対する後見申立ての手續代理や、後見人等候補者の依頼が減少するばかりか、中核機関が後見人等候補者を推薦する可能性があり、弁護士の後見制度への関与の程度が

低下するおそれがあるとの見通しを紹介しました。一方、中核機関が後見制度の一部を担うことで、本人への支援が手厚くなる意義についても説明しました。

これに対して、市民の方からは、そもそも後見制度がどういうものかの理解が市民に浸透していないのではないか、後見制度の利用水準が低いということは、利用価値がないからではないのかとの意見が寄せられました。また、家庭裁判所という公的機関が、家庭の問題に介入するというのは大きな抵抗感があるとか、一度後見人が就任してしまうと、財産の処分が簡単に行うことができず、節税対策を行うときに柔軟に対応しづらく、今は民事信託で処理しようとしているというご指摘もありました。さらに、弁護士が被後見人の財産を横領するなどという不正は論外であるが、やはり弁護士に対する信頼は大きなものがあり、弁護士による後見制度への関与の機会は確保されるべきではないかとのご意見も頂きました。

今回の市民会議では、以上2つのテーマについて様々な角度から検討いたしました。市民会議の委員の先生方、ご協力ありがとうございました。

